

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑪)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全								
施策の概要	<p>○畑作物中のカドミウムに関する規格基準設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成28年度までに7食品群21品目中のカドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を明らかにする。</p> <p>○米中のヒ素に関する規格基準が設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成29年度までに、4土種24土壌(人工添加していない)と米中のヒ素濃度との相関関係を明らかにする(平成25年度までは人工ヒ素添加土壌を分析し、分析項目を検討)。</p> <p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p>								
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。								
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度				
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	334	306	243	283			
		補正予算(b)	0	0	0				
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)				
		合計(a+b+c)	334	306	(※記入は任意)				
執行額(百万円)	219	252	(※記入は任意)						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)									
測定指標	作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	×
		-	10	24	43	57	71	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数の累計調査率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度	×
		-	-	-	-	-	29	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	×
		-	-	-	80.2%	69.9%	集計中	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	×	
	-	100	100	100	83.3	83.3	100		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(指標:○に近い未達成)
	(判断根拠)	<p>○平成26年度に予定していた作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数や、米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数については、予定どおり実施され、目標に向かって着実に進展した。</p> <p>指標(作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数及び米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数の累計調査率)については、目標達成年度をそれぞれ28年度、29年度に置いているため、達成率は100%とはならない。</p> <p>○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約80%(平成24年度)、約70%(平成25年度)となっている。</p> <p>なお、指標(土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率)では、要措置区域の解除件数及び水質測定措置を実施中の件数の和を指示措置実施済の区域数としており、その他の措置の指示が発出され、未だ完了していない場合は指示措置実施済区域に含まれていない。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成26年2月に東京都で新たに指定され、計6地域となった。</p> <p>新たに指定された対策地域についても、平成26年度に対策計画が策定されており、平成27年度に対策完了予定。</p>
	施策の分析	<p>○農用地土壌汚染対策については、施策が着実に進展していることから、引き続き、施策を実施し、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて指定要件等の見直しを行う。</p> <p>○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が適切に運用され、土壌汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壌汚染対策を確実に実施していくことが重要である。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に行われるよう、支援が必要である。</p> <p>なお、指標(ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率)については、平成25年度までに指定された5地域においては全て対策事業が完了している。平成26年に新たに地域指定されたことから対策完了率は減少したものの、これまでの対策地域では対策は着実に実施されている。</p>
次期目標等への反映の方向性	国民の健康保護の観点から、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全することが重要であることから、引き続き当該施策を行っていく。	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 農用地未規制物質対策調査業務及び農用地土壌環境調査手法等検討調査業務(環境省) 各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-------	--------------------	--	----------	---------